

北海道民族学 第 11 号 (2015)

【論 文】

2010 年「北海道外アイヌの生活実態調査」と アイヌ民族の社会調査・政策推進への課題

中 村 尚 弘

はじめに

2007 年 9 月の国際連合総会での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下、「国連宣言」)採択と日本の賛成票投票、2008 年 6 月 6 日の衆参両院での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」の採択以後、アイヌ民族政策は新たな展開を見てきた。2009 年 7 月には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」から報告書(以下、「有識者懇談会報告書」)が出され、それ以後のひとつの成果として、2010 年にアイヌ政策推進会議の下に設置された「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会(以下、北海道外アイヌ作業部会)が、初の全国的なアイヌ民族生活実態調査を実施したことがあげられる。北海道外に居住するアイヌ民族は 1960 年代から次第に増加し、東京には 2700 人、全国では最大で 10000 人と推定されているが(森谷 2010)、正確な人口は不明でどこに居住しているかの統計もない。東京都では過去に 2 回生活実態調査が行われ、高失業率や低所得、教育レベルの低さなど東京に居住するアイヌ民族の苦難が認識されたが(東京都企画調整局調査部 1975; 東京都企画審議室 1989)、アイヌ民族を対象とした包括的な福祉政策はこれまで行われていない。また、国も北海道外に居住するアイヌ民族に対しいかなる福祉対策も行っていないなど、北海道外のアイヌ民族はどの行政レベルにおいても政策の網からもれてきた。先祖伝来の地を離れ都市に居住する北米やオセアニアなど他国の先住民族と同様に、北海道外に居住するアイヌ民族も、先住民族アイデンティティの否定、福祉対策の欠如、差別などを経験してきている。

2010 年の調査はその調査方法や参加者数の面で「完全」からははるかに遠いが、アイヌ民族と他の日本国民との間に北海道外でも格差があることを示しており、それを国が確認したことは一つの前進ではある。それにもまして、「北海道外アイヌの生活実態調査」結果やその過程の北海道外アイヌ作業部会で行われた議論では、北海道外アイヌ個人から実態調査への参加の同意を得ることに非常な困難をきたしたことや(北海道外アイヌ作業部会 2011: 34)、多くの北海道外アイヌが日本の民族マイノリティへの不寛容な社会環境や差別を恐れ、家族にすらその民族的背景を明らかにしていないことが記されている(北海道外アイヌ作業部会 2011: 26)。「先住民族政策先進国」とされる北米やオセアニア諸国を中心とした英語圏の先住・少数民族研究や「国連宣言」では、先住民族に個人が帰属するかどうかは自己認識が最優先されること、先住民族に関する社会調査にも自己認識により参加者対象者かどうかを判断すること、先住民族政策を展開するためには包括的で「正確」な社会統計が必要となることなどが議論されてきたが(国際連合 2007; Krizsán 2012; Lawrence 2004; Lobo 2001; Ringelheim 2011; Sissons 2005; Watson 2014a; Yamanouchi 2010)、北海道外アイヌの事例は、このようなやり方が日本でも無条件にあてはまるか慎重に検討する必要があることを示唆している。特に日本では、国勢調査が民族データを取らないこともあり、北海道外アイヌ(あるいはアイヌ民族自体)の総数やどこに住んでいるのかす

らわからないのが現状で、包括的な統計に基づいて先住民族政策を実施することはほぼ不可能といってよい。さらに、先住民族政策の対象となる個人をどのように認定するか、あるいはアイヌ民族への帰属をどのように確認するかの手段も法律などで確立されていないため、生活向上施策など政策対象者を特定しなければならない政策の全国レベルでの実現に困難を伴っている。

本稿では、アイヌ民族の非先住民社会における生活実態を「北海道外アイヌの生活実態調査」結果から概観した後、個人が先住民族に帰属するかどうかを統計的にどのように認識するか、先住民族に関する社会調査が困難な環境での先住民族政策展開の可能性を日本の文脈で検討する。分析に使用したデータは「北海道外アイヌの生活実態調査」報告書、および北海道外アイヌ作業部会の議事概要、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」「アイヌ政策推進会議」「政策推進作業部会」議事概要である¹。また、議事概要などでは不明瞭だった点を明らかにするために、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の委員2名に匿名で聞き取り調査を行った。なお、本稿に引用される北海道外アイヌの経験は、すべて議事概要などに記されたものであり、筆者が北海道外アイヌの個人に直接聞き取り調査を行ったわけではない。個人の詳しいライフヒストリーなどは既存の文献に多く紹介されているので、そちらを参照してほしい（例えば中村 2009；小笠原 1990；関口 2007；宇梶 2011；Watson 2014b）。

尚、「北海道外アイヌ」という語については多少確認しておかなければならない点がある。非先住民社会に生活する他国の先住民族と同様、北海道外に居住しているアイヌ民族もそのアイデンティティは複雑多様である。「北海道外アイヌ」という語は、日本国政府がこの特定の集団を対象として調査を実施するために使用したものと考えべきで、北海道外に居住するアイヌ民族が「北海道外アイヌ」という共通のグループ・アイデンティティを持っているわけではない。また、彼ら自身が「北海道外アイヌ」と名乗っているわけでもない。しかし、北海道外においてアイヌ民族を対象として民族政策・福祉政策が行われてこなかったという事実を鑑みれば、津軽海峡を境としてアイヌ民族は政治的に分断され、北海道外では特に政策の犠牲となってきたとみるのが可能で、そのような政策の犠牲者を「北海道外アイヌ」という集団名で呼ぶことも意味のないことではない。

英語圏の議論からみる都市先住民族のアイデンティティとその帰属認識

都市に居住する先住民族の直面する課題は、近年少なからず議論されてきている。英語圏では、政策統治 (DeVerteuil and Wilson 2010; Peters 2005; 2011)、ホームレス (Peters 2012)、住宅問題 (Gagné 2013; Walker 2008; Walker and Barcham 2010)、健康 (Van Herk, Smith and Tedford Gold 2012)、居住分布 (Forrest, Poulsen and Johnston 2009; Starchenko and Peters 2008)、女性と先住民族の権利 (Peters 2004)、差別 (Paradies and Cunningham 2009) など多岐にわたり、日本語にも既往研究を見つかることができる（例えば青柳・松山 1999）。中でも重要な問題は、アイデンティティと先住民族への帰属確認である。すなわち、誰が先住民族に帰属し、誰がその決定を行うか、ということである (Lawrence 2004; Lobo 2001; Peters and Andersen 2013; Sissons 2005; Watson 2010; Yamanouchi 2010)。帰属確認の方法は、先住民族が自決権を維持できるかどうか、法的に認定された先住民族の権利を保持できるかどうかに関わるので、先住民族自身にとって重要な問題であることはいうまでもない

が、政策立案者にとっても、限られた予算の中で誰が政策対象者となり、先住民族の権利を享受できるかどうかを決定しなければならない点で無視できない。帰属確認には一つの明確な方法があるわけではなく、Krizsán (2012 : 1402-3) が指摘するように、二つの相反する考え方が並存してきた。一つは個人の権利をより強調するもので、自発的な申告、すなわち自己認識によって先住民族への帰属が確認されるというものである。もう一つは先住民族集団の秩序に重きを置くもので、先住民族への帰属は「客観的」な指標により第三者が確認するというものである。どちらの方法が優れているかは一概には言えないが、近年は前者の方法の重要性が、特に先住民族の側から主張されてきた。その理由としては、非先住民族との混血が増え単に血統のみでは先住民族性を定義できなくなっていることや、都市に居住する先住民族が増え、家庭では先住民族の習慣や家族に囲まれつつ家庭外では「一般的な」都市市民として生活するなど、先住民族性が必ずしも土地や自然、伝統、土着性などの概念と結びつけて理解することが不可能になりつつあることなどがあげられる (Lawrence 2004 ; Peters and Andersen 2013 ; Sissons 2005 ; Yamanouchi 2010)。そのような先住民族性や先住民族アイデンティティの多様化は、誰が先住民族で誰がそうでないか外部が的確に判断できるものでもなく、民族の境界が曖昧になっていることを示している (Gonzales 2001:170 ; Lobo 2001 : 81)。それゆえ誰が先住民族に帰属するかは、自己認識で決定されるのである。このような事実は政策にも反映されており、例えばアメリカ合衆国では1960年から、カナダにおいては1996年国勢調査から自己認識により先住民族への帰属が確認されるようになった。その結果、この2国では、先住民族の統計上の絶対数が劇的に増加している (Gonzales 2001 : 170) また、「国連宣言」第3条も先住民族への帰属は自己認識を考慮すると述べており、このような傾向に国際的な基準を与えているといえよう (国際連合 2007)。

その一方で、先住民族への帰属確認を自己認識のみに頼ることの問題も指摘されてきた。それは、自己認識は自主的な手段であるゆえ、過剰申告 (over-reporting)、あるいは過少申告 (under-reporting) を導く危険性があるからである (Ringelheim 2011 : 1689)。過剰申告に関していえば、特に先住民族の権利が法律で認定されている場合、その「特権」を享受するために先住民族への帰属を明確な根拠なしに主張するものが出てくるのである。このような事態は政策立案者を混乱に陥れ、先住民族政策・福祉政策にも影響するし、無秩序に先住民族への帰属を認定することは、先住民族の存在自体を危うくするものである (Yamanouchi 2010 : 289)。アメリカ合衆国では、自分の祖先が先住民族であることを主張するために本を出版したり、先住民族対象に創出された雇用事業を利用しようとしたりする個人の事例が報告されている (Gonzales 2001 : 174)。それゆえ、Yamanouchi (2010 : 295) は、個人が先住民族に帰属すると認められるためには「先住民族の血統」を有することが前提条件となると主張する一方、Lawrence (2004 : 153) は先住民族の家族環境で育った非先住民族の子供たちが排除されないよう、何らかの手段を構築するべきであると主張している。

もう一つの過少申告とは、「客観的」な指標に基づけば先住民族への帰属が確認しうるのであろう個人が、先住民族であると申告しないことである (Ringelheim 2011 : 1689)。この過少申告は、その民族が特に厳しい差別を経験してきたときや、その民族構成員が申告することに利点を見出さないときに生じてくる (Brown and Scullion 2010 ; Lawrence 2004)。さ

らに、その民族の絶対数が少ない上に散逸していてネットワークもないことから民族文化の経験を欠いており、その民族への帰属を個人が強く意識しないことによっても生じてくる。このような過少申告は、統計が不正確になり社会調査の信頼性にも影響を与える上、政策立案者に先住民族は存在しないと判断される危険性を引き起こす（Ringelheim 2011：1689）。それゆえ、Ringelheim（2011:1689）や Watson（2014a：84）は統計や社会調査結果をより「正確」で包括的なものにするために先住民族はその存在を積極的に主張することが望ましいとのべ、Peters（2011：19）は政策立案には先住民族の積極的参加が必要と主張する。

次節以降にて詳しく議論するが、2010年の北海道外アイヌの生活実態調査では、この過少申告とそこから生じる調査事態の困難さが顕著であり、データの不完全性も政策推進作業部会委員など内部からも含めて、少なからず指摘された。しかし、そこから先住民族政策の必要性は「正確」な統計により判断されるからアイヌ民族も積極的に調査に参加してその存在を主張すべきであるとする事は可能であろうか。確かに、民族の単位ではそのような積極的な主張はアイヌ民族も行っているが、個人の単位ではどうであろうか。少数民族に不寛容な日本の社会環境では、家族にすらその民族的背景を隠すアイヌ民族は少なくなく、日本の文脈では、先住民族のアイデンティティや過少申告、自己認識による帰属の確認、社会調査と政策実行必要性の関連性について、「先住民族政策先進国」の事例に基づいた議論とは多少異なる見方が検討される必要があるだろう。

2010年北海道外アイヌ生活実態調査概観

「有識者懇談会報告書」で確認されたように、過去の日本政府のアイヌ民族に対する同化政策は、アイヌ民族の生活実態に影響を与えてきた。それは既存の調査で確認でき、例えば北海道大学による2008年の北海道アイヌ生活実態調査では、家計収入、雇用、教育などの点で、アイヌ民族とその他の国民との間には格差の存在することが示されている（小内2010）。アイヌ民族の生活実態を改善するため、北海道では1972年から7年ごとに生活実態調査が実施され、1974年からは北海道ウタリ福祉対策が行われてきた（小内2010）。同様の福祉政策は、北海道の各自治体でも行われている。しかし、北海道外に居住するアイヌに対しては、1974年、1988年に東京都が実態調査を行ったのみで、福祉政策は国・都府県・市町村レベルにおいて一切行われてこなかった（東京都企画調整局調査部1975；東京都企画審議室1989）。ところが、2008年の政府によるアイヌ民族の日本の先住民族としての認定は、新たな展開をもたらした。「有識者懇談会報告書」では以下のように述べられている。

また、アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住する地域によって左右されるべきではない。現在、全国各地にアイヌの人々が生活していると考えられていることから、全国のアイヌの人々を対象にして政策を実施する必要がある。（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会2009：30）

こうして、北海道外アイヌの生活実態調査を行い、今後の民族政策を方向性を全国レベルで検討するために、北海道外アイヌ作業部会が2010年3月に設立された。

北海道外アイヌ作業部会の委員は、北海道大学アイヌ・先住民研究センターと札幌大学に所属する専門家3名、北海道アイヌ協会から2名、そして関東ウタリ会リーダー1名で構成され、2010年3月から2011年5月までに9回の会議が開催されている。その大まかな内容は、議事概要で知ることができる。生活実態調査を実施するにあたっては、アイヌ民族の全国的な組織や統計が存在しないことから、全国紙などでの広報のほか、潜在的な調査協力者は雪だるま方式により募集された。すなわち、北海道アイヌ協会会員が知り合いの北海道外アイヌに連絡してアイヌ総合政策室への紹介の可否と生活実態調査への協力の意思を確認し、そこからさらに他の北海道外アイヌを紹介してもらうというものである（北海道外アイヌ作業部会 2011）。この方法では、北海道内外のアイヌ個人と定期的な交流のない北海道外アイヌは、必然的に調査協力者募集の網にすくわれる確率が低くなる。また、時間的な制約から関東地方のアイヌ関連組織への協力も求められていない（Cotterill 2011；森谷 2010）。こうして協力を応諾した個人に、アイヌ総合政策室が電話で最終的な意思確認をし、調査票を送付した（北海道外アイヌ作業部会委員への聞き取り）。北海道外アイヌ作業部会は2000人の協力者をえることを目的としたが、実際に調査への参加に同意したのは241世帯（318人）にとどまり、この世帯に2010年12月に調査票が郵送された²。最終的には、210人、153世帯から回答が寄せられている。そのうち91世帯は首都圏居住者であり、25%は東京都に住んでいた。北海道外アイヌ作業部会委員会のメンバーが回答を分析した後、最終報告書（北海道外アイヌ作業部会 2011）が2011年6月に出された。

具体的な調査項目とその詳しい結果は最終報告書の繰り返しになるのでここでは詳述しないが、北海道外アイヌと全国平均との間で住宅の状況、世帯年収、雇用状況、生活保護の需給状況などで重要な格差が見られることは記されるべきであろう。すなわち、北海道外アイヌでは持ち家比率が低く、非正規雇用の比率が高く、年収が低い。そして教育面では、大学への進学率が全国平均の44.1%に対し北海道外アイヌでは31.1%である。特に顕著な差が見られたのは、高校を中退した北海道外アイヌの数が全国レベルの6倍、経済的な理由から高校を中退した北海道外アイヌの数が全国レベルの13倍であった点である。さらに、北海道外アイヌの45.2%が低所得が深刻な問題であると答えている。

北海道外と北海道アイヌの間での格差も存在した。一つは、言語や歴史、舞踊、楽器、刺繍、彫刻などアイヌ文化活動や儀式への参加経験である。北海道アイヌの40.7%がそのような経験をしているが、北海道外アイヌにおいては34.8%であった。もう一つの格差は、生活保護と教育相談である。北海道ではほとんどの自治体が生活相談員を配置し、北海道も教育相談員をおいている。しかし、北海道外ではアイヌ民族に対してのそのような行政サービスが存在しないため、北海道アイヌの10%が何か問題が起きたときに役所に相談すると答えた一方で、北海道外でそのように答えたものは3.3%に過ぎず、72.4%の北海道外アイヌが家族や親戚に相談すると答えている。

最終報告書は、北海道外においてもアイヌとその他の日本国民との間には生活実態に格差があり、北海道外アイヌを対象とした生活・教育・文化振興への支援が必要であることを確認した（北海道外アイヌ作業部会 2011：34）。その後、アイヌ政策推進会議の下に政策推進作業部会が設置され、北海道外アイヌのための新たな施策の方向性などを議論してきた。そこでは、高等教育機関への進学支援、対象者をどのように認定するか、生活相談、就労支援、文化伝承支援の方法などが議論されている（政策推進作業部会議事概要 2012

年 11 月 15 日、2013 年 2 月 22 日)。

実態調査実施の困難性と北海道外アイヌの経験

2010 年の北海道外アイヌ生活実態調査は、アイヌ民族に対する初の全国的な生活実態調査として特筆されるが、調査結果自体は、以前から北海道内外で行われてきた生活実態調査と比べても、格別目新しいというわけではないであろう。そのこと自体、アイヌ民族全体のおかれた状況の厳しさと政策の進展のなさを示していると考えられる。しかし、議事概要や最終報告書であきらかにされた生活実態調査を行うこと自体の困難さは、日本の文脈で先住民族政策を実施することや先住民族のアイデンティティを考えるにあたり、やはり考慮せねばならない点である (北海道外アイヌ作業部会 2011 : 34)。

前述したように、北海道外アイヌ作業部会は調査協力者数の目標を 2000 人としたが、実際に回答したのは 210 人に過ぎない。この事実から、この調査は「失敗」で、調査協力者が増える方法を採用して包括的な調査がもう一度行われるべきであると主張することもでき (例えば Cotterill 2011 ; Watson 2014a)、参加者が少なかったことは政策推進作業部会でも実際に指摘されている (政策推進作業部会議事概要 2014 年 4 月 18 日)。しかし、2010 年の調査が 318 人にしか達しなかったという事実は、日本の文脈で別の見方も可能である。Brown ら (2012 : 57) が指摘するように、あるグループ全体の人口統計が存在しない場合には、統計がサンプルであっても将来への指針になりうるし、さらには、参加者数を増やすことで全体像の声が必ずしも均等に反映されるわけではない。すなわち、北海道外アイヌの場合、北海道アイヌ協会と何らかのつながりがある個人やアイヌであることを公にすることをいとわないものばかりの声が集まり、本当に差別に苦しんでいて声を上げられなかったり、他のアイヌ個人と何のつながりも持っていないものは参加したりしないというのが実態であると考えられるのである。実際、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの 2008 年の調査では活動家とそれ以外のアイヌ民族との間で民族意識に差が見られるとしているし (小内 2010)、北海道外アイヌが何人いるかわからない以上、得られた統計が全体像を反映しているかどうかは判断し得ないのである。したがって、参加者の絶対数を増やせば統計の精度が上がるかどうかは北海道外アイヌの調査の場合、定かではない。実際、北海道外アイヌ作業部会の判断は調査結果には統計的に信頼性があるというもので、特に今回の生活実態調査の目的は、北海道外アイヌの「正確」で包括的な統計を作成することではなく、「北海道外に居住するアイヌの人々の生活実態の特色を確認することにその目的がある」ので、そのための調査結果としては有用であるとしている (北海道外アイヌ作業部会 2011 : 1 ; 北海道外アイヌ作業部会議事概要 2011 年 1 月 28 日 ; 北海道外アイヌ作業部会委員への聞き取り)。

北海道外アイヌへの生活実態調査実施への困難さは、各所に見ることができる。まず、北海道外アイヌ作業部会では、東京都が実施した 1974 年と 1988 年の調査で調査員となった宇梶静江・八幡智子に話を聞いている。これらの調査では、401 世帯 (679 人) と 518 世帯 (1134 人) がそれぞれ参加し (東京都企画調整局調査部 1975 ; 東京都企画審議室 1989 ; 鈴木 1990)、1988 年の調査を監修した鈴木二郎が、少なくとも 2700 人のアイヌが東京に住んでいると結論付けている。北海道外アイヌ作業部会では、宇梶・八幡とも、調査には非常に困難があったと述べ、特に、東京アイヌがどこに住んでいるのかわからないこと、全

体数の不明なことが参加協力者を見つけることに苦勞する要因となったという。また、家族に民族背景を明かしていない人から参加への同意を得ることも難しかったという（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010年4月16日）。1974年の調査に関し、宇梶は次のように述べている。

われわれは、「ウタリ」の口から口、手から手を通して「ウタリ」の住居を手さぐりでもするかのように探し求めていかなければならなかった。また、故郷北海道の「ウタリ」の力を借りることによって、調査対象の範囲を広げていかなければならなかった。この意味で、四〇一世帯、六七九人は少ないようにみえるかもしれないが、意義のある数であると思っている。しかも、取り扱うことがらの性質上、プライバシーにあまり立ち入りすぎることのないよう、ことがらとしては重要なことも調査表に質問を設定する段階で断念せざるをえない事項もあった。また、アイヌはその置かれた立場に耐えることにならされたあまりか、自らの苦しい生活をさらけ出すよりも、ことさら、とりつくろって語る場面がしばしばあったように思われる。ときには、語られる内容のあまりの生々しさに、記録にとどめることをためらうことも多かった。そして、調査に従事したわれわれの経験不足のために、当初の意気込みにもかかわらず、在京アイヌの生活実態をありのままにとらえ、かつ、写し出すことに必ずしも十分でなかった点が、結果的に多くあったのではないかとおそれる。このような調査実施上の難点のいくつかはそのまま、われわれアイヌのもつ問題の根の深さそのものであるというであろう。この報告書をしめくくるにあたって、これらのことを行間から読み取っていただけるよう願ってやまない。（浦川静江、小笠原 1990：156-157に引用）

八幡は、1989年の調査で経験したストレスからもう調査員を引き受ける気はないと述べている（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010年4月16日）。さらに、ある北海道外アイヌ作業部会委員も調査実施後に以下のように述べている。

この度の実態調査の作業部会に参加させていただき、東京あるいは関西の友人、知人をお願いをしましたが、そこで同級生達から叱られました。「おまえ、20年前にもやったんだぞ。またやるのか。何もしてくれないんだぞ」と言って怒られました。私たちの仲間は、半分以上は19歳までに北海道からこの本州に来ました。差別から逃れるために、あるいは経済的に苦しくて、北海道では仕事がないと言って東京に出てきたメンバーです。この人達には私は叱られて、何度も「お願いします」と言ったけれども、本当に大変な状況で、先ほど「北海道外アイヌの生活実態調査」部会の報告にも「難渋」という言葉がありました。私たちの仲間はこの大都会でアイヌというものから逃げて、そして、もうアイヌには頼らないという中で生きてきたことを考えると、仲間の大変辛い思いを感じます。（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会議事概要 2011年6月24日）

ここから明らかになることは、過酷な経験や差別を乗り越えてきたものへの聞き取り調査は、たとえ調査をするものが同じ民族背景を持つものであっても、調査者、参加者双方

に心労をかけるものであり、調査後には心理的なケアを行う必要があるかもしれないということである（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010 年 3 月 11 日）。そして、このような状況下でいたずらに調査への協力者を増やそうとすることは妥当であろうか。特に、調査協力者ばかりでなく、調査を実際に行うものにかかる心理的負担も考慮されねばならない。

さらに検討せねばならないのは、多くの北海道外アイヌが生活実態調査に参加したがない理由である。既存の北海道外アイヌに関する出版物や作業部会議事概要には、以下のようなことが記されている。まずは北海道外アイヌの経験する差別であり、毛深い体をさらしたくないために公衆浴場やプールに行きたくなかったという証言や（小笠原 1990:23）、東京を歩いていたときにちょっとした外見の違いから不法滞在の外国人であると思われて職務質問された（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2011 年 6 月 24 日）ことなどが記されている。そして、報告書では北海道外アイヌの 20.5%が、民族性に基ついて差別を経験したと答えたている。友人や隣人（37.6%）、自分の子供（34.8%）、そして配偶者（19.1%）に民族背景を伝えていないものも少なからず存在し、その理由は、アイヌ民族とは思っていないからばかりでなく、他の人がアイヌについて知らないから、差別が怖いからなども理由として挙げられている（北海道外アイヌ作業部会 2011）。さらに、一部の北海道外アイヌは、北海道外であれば自身の民族背景を隠せ、差別から逃れられると考えて北海道を離れたと述べている（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010 年 3 月 11 日、2011 年 4 月 16 日、2011 年 5 月 12 日；関口 2007）。そのような個人の望みは一般的な市民として生活することであり、アイヌ民族に帰属するという事実からは距離をおく傾向にある。生活実態調査への参加に消極的になるのも想像を絶することではない。

実際、北海道外アイヌを取り巻く状況は 1972 年に宇梶静江が朝日新聞で北海道外アイヌネットワークの設立を呼びかけたとき以来、大きくは変わっていないようである。その当時、一部のアイヌは自分の民族背景を思い出したくないと批判し、差別のない環境で静かに生きることを望んだ（宇梶 2011:121）。宇梶自身、過酷な差別を経験しなかったのでアイヌとして活動できたことを認めている（小笠原 1990:159）。明らかに、日本の少数民族に対する非寛容な社会環境や民族政策の長期的な欠如は、北海道外アイヌが自己の民族背景と向き合う姿勢に影響を与えてきた。さらに、絶対的な少数者である上に拡散して存在している状況が負の要因となってきたことも否認しない（民族共生の象徴となる空間作業部会 2010:3）。社会福祉サービス、民族政策、それに法律で認められた先住民族の権利がない状況下では、アイヌに帰属すること自体が不利であり（北海道外アイヌ作業部会委員への聞き取り）、それゆえ多くのアイヌ民族が民族的出自を明かさずとしないのである。日本の文脈では、自己認識により先住民族への帰属を確認することが容易ではないということは、現段階で事実として押さえておくべきであろう。

しかし、このような個人が完全にアイヌの民族性から逃避しているわけでもない。少なくとも 2010 年の調査に参加したものの多くは、アイヌ文化や歴史を誇りに思っているし、アイヌ語や文化、歴史は子供たちや若い世代にも伝えられるべきであるとしているのである。さらに、北海道外でもアイヌ文化を学ぶ機会が増えることを望んでいる。重要な点は、調査参加者の 40%が国の新たなアイヌ民族政策、さらに国がアイヌ民族を日本の先住民族と認めたことさえ知らなかったということである。これらの変化をよく知っていたのは、7.1%に過ぎない（北海道外アイヌ作業部会 2011）。その結果、なぜ国が今頃生活実態調査

を実施するの理解に苦しむものもいた。日常的に民族的背景から目をそらさせようとする社会環境が、こうした認知度の低い状況を産み出していることは否定できないであろう。

アイヌ民族への統計・調査での帰属確認法

それでは、アイヌ民族への帰属は、社会調査や統計でどのように確認されているのであろうか。まず確認すべきことは、北海道が7年ごとに実施する生活実態調査を含め、ほぼすべての調査で、自身の民族背景を明かしていないとする個人は、アイヌ民族への帰属が戸籍などにより明確に確認できる場合であっても、調査協力が要請されないことである(北海道外アイヌ作業部会 2011)。2010年の調査も、その目的は北海道外アイヌの包括的な統計を得ることが最優先ではなかったため、この方針に従った(常本 2010)。全国的な民族データがない状況下では、必然的に、この調査方法でアイヌの「正確」な総人口を知ることが不可能となる。

北海道による北海道アイヌの生活実態調査では、調査対象者は「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人と定義し、自らが表明する人のみを調査対象」となっている³。この調査では、アイヌではない家族、例えば非アイヌ民族の配偶者や養子は、同じ生計下で暮らす限り調査対象となり、戸籍などによりアイヌ民族への帰属を証明する必要もない。1988年の東京アイヌ生活実態調査でもこの定義が使用された(東京都企画審議室 1989)。

しかし、2010年の調査では、アイヌ民族でない家族は調査対象から除外された。さらに、より「アイヌに焦点を当て」、「調査結果の信頼性」を高めるために、戸籍などによりアイヌ民族への帰属の証明を確認することも検討された(北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010年3月11日)。これは、アイヌ個人に対する不当な攻撃やいやがらせの危険性を軽減するための手段として、一部の作業部会委員にとっては合理的な提案だったようである。常本(2011)が述べるように、日本にはアイヌ民族に関して全国的な理解がなく、政府がアイヌ民族政策を展開するに当たっては、国民を納得させるような明確な手段とらづけが必要となる。事実、政治家や漫画家などが2008年の国会決議やアイヌ民族のための福祉政策を批判し、アイヌ民族の先住性は「欺瞞」であると難癖をつけ、アイヌ民族は存在しないと主張している(例えば小林 2009; 的場 2009; 2012)⁴。新しいアイヌ民族政策が履行されたときにもこのような嫌がらせが起こりうることを考えると、アイヌ民族への帰属を自己認識に頼ることは危険性が高く、信頼できる文書を伴って第三者が証明したほうが国民を納得させられるとも言える(北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010年3月11日; 北海道外アイヌ作業部会委員への聞き取り; 濱田 2014; 新藤 2014も参照)。北海道外アイヌ作業部会では、北海道外アイヌの約90%は戸籍によりアイヌ民族への帰属を証明できると推定している(北海道外アイヌ作業部会議事概要 2011年1月28日、政策推進作業部会議事概要 2013年4月19日)。

しかし、最終的には調査対象者は「明治以降、北海道から北海道外に転居したアイヌの人々、または、その子孫」(北海道外アイヌ作業部会 2011: 2)で、対象年齢は15歳以上であることとなり、アイヌ民族に帰属するかどうかは、その父または母がアイヌの血縁にあるかどうかを尋ねることによって確認されることになった。そして、アイヌ民族への帰属を証明する書類の確認も行わないこととなった(北海道外アイヌ作業部会議事概要 2010

年4月16日)。これは、一部の委員が書類による確認に反対したためで、これらの委員は、すべての個人が書類でアイヌ民族への帰属を証明することは不可能であるし、その他の国民が民族性を証明する必要はないのにアイヌ民族にだけそのような要求をすること自体が不適切であると主張した。さらには、新たなアイヌ民族政策が履行された際にも、アイヌ民族への帰属証明を求めるべきでないとも主張されている（北海道外アイヌ作業部会議事概要 2011年1月28日）。しかし、その後の政策推進作業部会では、基本的には戸籍によりアイヌ民族への帰属を確認して政策の対象者かどうかを判断する方針で議論が進んでいる（政策推進作業部会議事概要 2013年4月19日）。

どのような方法でアイヌ民族への帰属が確認されようとも、北海道外アイヌの事例から言えることは、特定の状況下では、少数民族個人が自身の民族背景を明らかにすることを必ずしも望まないし、このような過少報告は、民族政策、福祉対策、社会サービスが不要であることを必ずしも示唆しないという点である。統計に数字で反映されなかった声の存在がアイヌ民族を対象とした政策実施の公的な裏づけとなるかどうかは筆者には判断しかねるが、少なくとも日本の文脈では、先住民族政策を実施するために包括的な統計や調査が必要であると断定できるかどうかは議論の余地がある。

非先住民社会の中での先住民族

2010年生活実態調査が明らかにしたように、北海道外アイヌを取り巻く生活実態調査は未だ芳しいものではない。北海道外アイヌに関する研究成果やエッセイ（Cotterill 2011；北原 2013；小笠原 1990；レラの会 1997；関口 2007；Watson 2010；2014a；2014b）、ドキュメンタリー映画（森谷 2010）も出版・公開されてきているが、その主要な焦点は「どこにいてもアイヌ民族として生きるもの」（森谷 2010）である。北海道外アイヌの多くは、その民族背景を必ずしも公にしていない。北海道外アイヌ作業部会委員の発言は、アイヌ民族の直面している困難な社会環境を象徴するであろう。

今回、北海道外アイヌ民族の生活実態調査を受けていただく候補者を、私の親戚や知人を実際に30人程リストアップして調査への協力をお願いしました。ところが、私が今回リストアップした方々は、今から50年あるいは45年ぐらい前に本州に渡った方々で、私の知り合い、あるいはその方の子もいらっしゃるのですが、予想はしていたものの、その方々から強く言われたことは驚くべきことで、自分がアイヌ民族だということは家族に話していないという方が殆どでした。「今まで自分は日本人として、和人として生きてきた、今頃そんなことを家族に言えるわけがない」と言われ、本当に殴られたような感じでショックを受けて、次のところに電話をかける手が止まるぐらいの思いでした。「私は、今まで生きてきて、本州に来て、北海道アイヌ協会には何の関わりもないし、何の世話にもなっていません」こう言われました。「私たちは、むしろ中国や朝鮮の人々が日本にいて、いろいろな援助を受けているということに対してやっかみのような気持ちを持っている」ということを言われました。「私たちには本当に何もしてくれない」、「何十年か前に東京で実態調査を実施したことがあるが、何も変わっていないじゃないか」、「何もしてくれていないじゃないか」と言われて本当にびっくりしました。これが実態であるということが分かりました。そこで、最後にいろ

いる説得すると、「分かった。そうしたら、何か制度ができれば教えてよ。教育の問題でも住宅の問題でも、あるいは生活支援でも何か制度ができれば、私、家族に話すよ」という人もいました。(政策推進会議議事概要 2010年8月24日)

このような状況の下で、調査結果をより「正確」で包括的なものにするため、より多くの協力者を募ることは、適切といえるであろうか。もちろんデータは正確であるに越したことはないが、その正確なデータを得るためにどれだけの労力と時間を費やさなければならないのであろうか。「正確」で包括的な統計の取得は、民族背景を明かそうとしない個人を無理に引っ張り出すより、たとえば国勢調査で民族データを収集することなどが検討されるべきであろう。そして、需要が見つからないことは先住民族政策が必要でないことを必ずしも意味しない。このような理解は、政策推進委員会でも共有されてきている。例えば、政策推進作業部会では複数の委員が以下のように述べている。

アンケートには嫌気がさしている。徒労なアンケートばかり繰り返してないで、極端なこと言ったら、例えば3カ月間アイヌを対象にこういう訓練をやると募集をかけるような方向で考えていただけないものなのか。木彫りなら木彫りで3カ月間みっちり、週に5日通ってこられる方を対象に技術指導するとか、刺繍をびっしり3カ月間でここからここまでの技能を身につけてもらえる訓練をするとか、何でもいいと思う。何がやりたいのかとこういうアンケートを出すのではなくて、首都圏に住んでいるアイヌの方で、ここへ週5日なり通ってこられる方として例えば4月から何カ月間やりますよとか、そういう呼びかけのようなことを考えていただけないものか。(政策推進作業部会議事概要 2014年4月18日)

一般の行政施策としてはニーズ調査を行った上でそれに応じた事業を実施するというのが常識だろうと思うが、先住民族政策の場合にはそういう既存の常識で処理し切れない問題が多々あるのだということが先ほどからの委員の御発言の前提にあると思うので、今後ぜひそのことを検討の視野に入れていただきたいと思う。(…)繰り返し発言があったが、この問題に限らず他の省庁においても、まず、既存の制度の枠内でできることから考えるというのは当然かもしれないが、それを超えてあるべき先住民族政策という観点から新しい道を開くということもぜひ検討していただきたい。また、それを考えるのが政策推進作業部会の役割であるとも思う。(政策推進作業部会議事概要 2014年4月18日)

近年の英語圏の先住民研究では、先住民族に帰属するかどうかは先住民の自己認識に基づくことが望ましいと主張され、それは政策推進作業部会においても確認されている(政策推進作業部会議事概要 2013年2月22日)。しかし、「国連宣言」の前文が述べるように、先住民族の状況は地域や国によって異なり、その位置する文脈は考慮されねばならず、「先住民族政策の先進国」のやり方をそのまま当てはめればいいというわけでは決してない。北海道外アイヌを取り巻く社会環境を考えると、現時点では少なくとも、民族政策を実施するために統計が必要だから調査に参加するものの絶対数をいわずらに増やそうとするこ

とは得策ではないし、自己認識により先住民族への帰属を確認することも難しい。

1970年代以降、アイヌ民族政策の進展は1997年のアイヌ文化振興法制定・国民理解の向上など、先住民族政策の対象となる個人を認定する必要のない政策に限られてきた。しかし、今後は生活向上施策など政策対象者を特定しなければならない民族政策の実現可能性の精査が必要になってくる。そのためには、アイヌ民族が自己の民族背景を明らかにできるような社会環境の整備とともに、政策対象者を特定する手段の速やかな構築が望まれるであろう。

謝辞

適切な助言をくださった査読者の方に御礼申し上げます。なお、本稿は *Environment and Planning A* に掲載予定の論考の一部を筆者が異なる読者層に向けて翻訳、修正したものである。初出: Nakamura, N. (in press) Being Indigenous in a non-Indigenous environment: identity politics of the Dogai Ainu and new Indigenous policies of Japan. *Environment and Planning A*.

注

- 1: これらの会議や作業部会の議事概要はアイヌ政策推進会議ホームページの会議開催状況にまとめて掲載されている。公開されている議事概要では、各発言の発言者名は明らかにされていない。
URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/meetings.html>
- 2: 2011年6月6日、第177回国会決算委員会での紙智子の発言による。
URL: <http://www.kami-tomoko.jp/sitsumon/177/110606.html>
- 3: 北海道アイヌ協会ホームページ URL: <http://www.ainu-assn.or.jp/about03.html>
- 4: 札幌市議会議員金子快之の発言も参照 URL: <http://kaneko-yasu.seesaa.net/>

参考文献

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

2009 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」 報告書
青柳清孝・松山利夫 編

1999 『先住民と都市：人類学の新しい地平』 青木書店

Brown, P. and L. Scullion

2010 'Doing research' with Gypsy-Travellers in England: reflections on experience and practice. *Community Development Journal* 45(2): 169-185.

Brown, P., L. Hunt and P. Niner

2012 Community research with Gypsies and Travellers in the UK: highlighting and negotiating compromises to reliability and validity. In, Goodson and Phillimore (eds), *Community Research for Participation: From Theory to Method* (55-70). Polity Press.

Cotterill, S.

2011 Documenting Urban Indigeneity: TOKYO Ainu and the 2011 survey on the living conditions of Ainu outside Hokkaido. *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*.
<http://www.japanfocus.org/-Simon-Cotterill/3642#sthash.OF5KxwKu.dpuf> (accessed on 17 June 2014).

Deverteuil, G. and K. Wilson

2010 Culturally-appropriate services and spaces in the newly-Aboriginal city. *Geoforum* 41(3): 498-507.

Forrest, J., M. Poulsen and R. Johnston

2009 Temporary and disadvantaged?: the economic and spatial assimilation of New Zealand Maori in Sydney. *Population. Space and Place* 15: 475-492.

Gagné, N.

2013 *Being Māori in the City: Indigenous Everyday Life in Auckland*. University of Toronto Press.

Gonzales, A.

2001 Urban (trans)formations: changes in the meaning and use of American Indian identity. In, Lobo and

- Peters (eds), *American Indians and the Urban Experience* (169-185). Altamira Press.
- 濱田国佑
2014「地域住民によるアイヌ政策評価とその規定要因」小内透編著『伊達市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』131-144、北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室
北海道外アイヌ作業部会
2011『「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告書』
- 北原きよ子
2013『わが心のカツラの木—滅びゆくアイヌといわれて』岩波書店
- 小林よしのり
2009『沖縄とアイヌの真実—小林よしのり参上！日本民族とは何か？』オークラ出版
- 国際連合
2007「先住民族の権利に関する国際連合宣言」
URL: <http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/en/drip.html>
- Krizsán, A.
2012 Group self-determination, individual rights, or social inclusion? competing frames for ethnic counting in Hungary. *Ethnic and Racial Studies* 35: 1392-1408.
- Lawrence, B.
2004 “Real” Indians and Others: Mixed-Blood Urban Native Peoples and Indigenous Nationhood. University of Nebraska Press.
- Lobo, S.
2001. Introduction. In, Lobo and Peters (eds), *American Indians and the urban experience* (xi-xvi). Altamira Press.
- 的場光昭
2009『「アイヌ先住民族」その真実：疑問だらけの国会決議と歴史の捏造』展転社
2012『アイヌ先住民族、その不都合な真実 20』展転社
「民族共生の象徴となる空間」作業部会
2011『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』
- 森谷博
2010『ドキュメンタリー映画 Tokyo アイヌ』Tokyo アイヌ映像製作委員会
- 中村康利
2009『アイヌ民族、半生を語る：貧困と不平等の解決を願って』さっぽろ自由学校「遊」
- 小笠原信之
1990『しょっぱい河：東京に生きるアイヌたち』記録社
- 小内透編 著
2010『現代アイヌの生活と意識：2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター
- Paradies, Y. and J. Cunningham
2009 Experiences of racism among urban Indigenous Australians: findings from the DRUID study. *Ethnic and Racial Studies* 32(3): 548-573.
- Peters, E.
2004 Suzanne MacKenzie Memorial Lecture Conceptually unclad: feminist geography and Aboriginal peoples. *The Canadian Geographer* 48(3): 251-265.
2005 Review: Indigeneity and marginalisation: planning for and with urban Aboriginal communities in Canada. *Progress in Planning* 63: 327-404.
2011 *Urban Aboriginal Policy Making in Canadian Municipalities* McGill-Queen’s University Press.
2012 ‘I like to let them have their time’: hidden homeless First Nations people in the city and their management of household relationships. *Social & Cultural Geography* 13(4): 321-338.
- Peters, E. and C. Andersen
2013 *Indigenous in the City: Contemporary Identities and Cultural Innovation*. UBC Press.
- レラの会 編
1997『レラ・チセへの道：こうして東京にアイヌ料理店ができた』現代企画室

Ringelheim, J.

2011 Ethnic categories and European human rights law. *Ethnic and Racial Studies* 34(10): 1682-1696.

関口由彦

2007 『首都圏に生きるアイヌ民族：「対話」の地平から』 草風館

新藤こずえ

2014 「アイヌとしての意識とアイヌ文化の経験」 小内透編 著『伊達市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』 42-61, 北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室

Sissons, J.

2005 *First Peoples: Indigenous Cultures and their Futures*. Reaktion Books.

Starchenko, O. and E. Peters

2008 Aboriginal settlement patterns in Canadian cities: does the classic index-based approach apply? *Environment and Planning A* 40: 676-695.

鈴木二郎

1990 「東京在住アイヌの問いかけ：実態調査を終えて」『ヒューマン』 31 68-81

東京都企画調整局調査部

1975 『東京在住ウタリ実態調査報告書』 東京都企画調整局調査部

東京都企画審議室

1989 『東京在住ウタリ実態調査報告書』 東京都企画審議室

常本照樹

2010 「アイヌ政策検討の課題について」 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 12 月 25 日
URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai3/3siryu.pdf>

2011 『アイヌ民族と教育政策：新しいアイヌ政策の流れのなかで』 札幌大学附属総合研究所

宇梶静江

2011 『すべてを明日の糧として：今こそ、アイヌの知恵と勇気を』 清流出版

Van Herk, K. A., D. Smith and S. Tedford Gold

2012 Safe care spaces and places: exploring urban Aboriginal families' access to preventive care. *Health & Place* 18(3): 649-656.

Walker, R.

2008 Aboriginal self-determination and social housing in urban Canada: a story of convergence and divergence. *Urban Studies* 45(1): 185-205.

Walker, R. and M. Barcham

2010 Indigenous-inclusive citizenship: the city and social housing in Canada, New Zealand, and Australia
Environment and Planning A 42: 314-331.

Watson, M. K.

2010 Diasporic Indigeneity: place and the articulation of Ainu identity in Tokyo, Japan. *Environment and Planning A* 42: 268-284.

2014a Tokyo Ainu and the Urban Indigenous Experience. In, Hudson, lewallen and Watson (eds), *Beyond Ainu Studies: changing academic and public perspectives* (69-85), University of Hawaii Press.

2014b *Japan's Ainu Minority in Tokyo: Diasporic Indigeneity and Urban Politics*. Routledge.

Yamanouchi, Y.

2010 Exploring ambiguity: Aboriginal identity negotiation in southwestern Sydney. *Environment and Planning A* 42: 285-299.

(なかむら・なおひろ／フィジー・南太平洋大学地理・地球科学・環境学科)